

(平成30年6月定例会にて請願採択)

付託委員会名	市民生活
--------	------

請 願 番 号	20	受理年月日	平成 30 年 5 月 29 日
件 名	さいたま市における同性パートナー等の「パートナーシップの公的認証」に関する請願		
請 願 者 住所・氏名	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 外1名		
紹 介 議 員 氏 名	○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○		
要 旨			
<p>趣旨</p> <p>さいたま市における同性パートナー等の「パートナーシップの公的認証」に関する請願について、以下のとおり請願します。</p> <p>1. さいたま市でも、同性同士で生活する者も家族として扱う「パートナーシップの認証制度（仮称）」を創設し、その存在を公に認める方策をとることにより、さいたま市を性的少数者にとっても住みやすい、魅力ある国際都市にしていきたい。</p> <p>理由</p> <p>レズビアン（女性に惹かれる女性）、ゲイ（男性に惹かれる男性）、バイセクシュアル（両方の性を好きな人）、トランスジェンダー（もともとの性と別の性を生きたい・もしくは生きている人）の頭文字をとった総称を「LGBT」といいます。そうした「セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）」にあたる人は、人口の5%ほど、つまり20人に1人いるとされてきました。これは、左利きの人と同じくらいの数であり、だいたいクラスに1～2人はいる計算になります。直近の調査では、この「LGBT層」に該当する人は7.6%だという結果も出ています（電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2015」）。東京都渋谷区でいわゆる「同性パートナーシップ条例」がつけられたことがきっかけで、最近、日本でもメディア等でLGBTのことがたびたび取り上げられるようになりました。日本でも自分自身が「LGBTである」と告白（＝カミングアウト）しやすい環境が整ってきたといわれており、この数字の増加は、そうした変化によるものかもしれません。</p> <p>この請願を提出している私たちにも、さまざまなタイプの性的少数者が含まれています。今、私たちはこうして顔をお見せし、請願書を出していますが、さいたま市には私たち以外にも声を出せずにひっそりと生きることを余儀なくされている性的少数者の当事者が多く居住しているはずで、いかなる人間も一人では生きていけません。家族を営むことは人としての根源的な人権です。同性と親密な関係を築きたい人を、そこから排除することは、不当な差別にもつながります。</p> <p>国際都市が多様性、ダイバーシティの要素を含んでいることは世界的な流れでは当然のことです。多様性が都市の魅力を形成する重要な要素として認識されている世界では、LGBTの人たちにそうでない人と同様の権利を与えることは当然で、近年ではそれに加え、当事者にとって活躍しやすい社会づくりに向けてさまざまな法律が次々と生まれている状況です。日本を除くG7参加国では、同性間でも婚姻を認めるか（カナダ2005年、フランス2013年、イギリス2013年、アメリカ2015年）、同性間のパートナーシップ制度（ドイツ2001年、イタリア2016年）が国レベルで法制化されていま</p>			

す。同性を生活上のパートナーとする人々に法的な家族を与える制度は、今や欧米を越えて、南米やアフリカ、そしてアジアへも広がり、すでに世界的な趨勢となっています。

政令指定都市であるさいたま市は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催都市でもあり、さいたま市が人権を尊重する都市として認められることは、市民のプライドの醸成にもつながることでしょう。国際オリンピック委員会（I O C）は、2014 年にオリンピズムの根本原則第 6 項に「性的指向による差別の禁止」を明文で盛り込みました。さいたま市に住む私たちは、さいたま市がオリンピズムの根本原則に則り、同性パートナーを含む「パートナーシップの公的認証」のための制度を作ること希望しています。そのことが L G B T への理解の促進、差別の解消につながり、性的少数者が自分らしく生きられる社会の実現に近づくことができるばかりか、他の自治体や国、それに企業に対しても大きなインパクトを与えることになると思います。

これらの動きは日本の自治体や企業にも波及しており、すでに東京都渋谷区・世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、北海道札幌市、福岡県福岡市で同性パートナーの認証制度が開始されています。さらに、国レベルでも超党派の L G B T 議員連盟が発足し、自民党、公明党、民進党などでも特命委員会などが活動を始めています。また、民間企業ではパナソニック、ソニー、日本 I B M、朝日新聞社、N T T グループなどで、社員のうち同性パートナーにも異性間の結婚と同様の福利厚生が適用されており、生命保険会社では同性パートナーも死亡保険金の受取人として指定することを認めるようになってきています。

性的少数者は、これまでさまざまな行政サービスの対象から外されてきましたが、2017 年 12 月に九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は性的指向や性自認による偏見や差別のない社会をめざすとして、L G B T 配慮促進キャンペーンを実施、または、2016 年と 2017 年にさいたま市で開催された L G B T 成人式@埼玉に後援団体として理解を示した事実はさいたま市のみならず、埼玉県内に住む性的少数者の心の支えにもなっています。ついては、さいたま市において、請願項目の施策を積極的に進めていただきたいと考えております。

以上、地方自治法第 124 条の規定により、1,027 名の署名を添えて請願します。